

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2025 年 9 月 11 日 Thursday)

第 294 号 (2024 年度-第 6 号) / 電話 : 083-933-5034 ・ メール : fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

教員業績評価による昇給制度改訂問題団体交渉 (9/3)

山口大学教職員組合は、9 月 3 日 (水) 午前 9 時より「給与制度の大きくくり化/教員の業績評価による昇給制度改定」について、大学との団体交渉をおこないました。大学からは、進士人事給与マネジメント担当理事、三浦総務企画部長、林人事課長等 8 名、組合からは、三原委員長、桑畑・滝野両副委員長等 6 名が出席しました。

組合は事前に大学から非公式 (6/4) ・ 公式 (7/15) にそれぞれ説明を受け、関連する資料請求※

(7/15、7/18) や協議・交渉を求める文書 (7/24、7/31※3 頁に掲載) も発していましたが、大学は当初の予定どおり 7 月 24 日の役員会で 8 月 1 日付け制度改正を決めるという、明らかに労働組合法・労働基準法に反する形で進めました。※請求資料は 8 月 22 日に提示されました。

教員業績評価で B 評価以下の年は定期昇給なし？



今回の改定のうち「号俸の大きくくり化」は、2024 年人事院勧告で示された「給与制度のアップデート」を踏まえたもので、大学教育職・教務職俸給表の 3, 4 級 (行政職は 3 級から 7 級) は各級の初号近辺の号給をカットし初号の額を引き上げ、5 級以上 (行政職は 8 級以上) は初号額を引き上げつつ他の級との水準の重なりを解消し、昇格により給与が大きく上昇する仕組みとなるよう改定を行うとされています。

お、この「大きくくり化」により 1 号俸間差額は平均で 1,564 円から 5,550 円 (約 3.5 倍) になるとされています。

問題は、55 歳未満の教授 (大学教育職 5 級以上) の昇給制度改正で、これまでは毎年 1 回定期昇給があったものを、改正後は業績評価 A 以上でなければ、すなわち B 以下の評価であれば定期昇給がなくなることです (2 頁参照)。過去 3 年間の評価区分別員数調べによれば、3 年間 1 度も A 評価以上がなかった人は全体の約 14% ですが、3 年のうち 1 回もしくは 2 回が B 以下であった人まで含めれば、およそ半数の教授が 3 年に 1 度以上は定期昇給がないことになる可能性があります。

大学の試算によれば、45 歳程度の教授が通して B 評価以下だった場合、生涯賃金で 1,240 万円のマイナスとなるとの値が示されています。大学は昨年度、業績評価給へさらなる傾斜加算配分措置を実施していますが、今回は定期である昇給にまで踏み込むことになります。

改定内容は事実上の昇給制度廃止であり、重大な労働条件の不利益変更と言えます。ことは教授のみ問題ではなく、将来教授となる可能性のある准教授以下のすべての教員の問題でもあり、一人ひとりの生涯設計にも大きく影響することです。労使の合意はもとより、該当する個別労働者の合意も必要と言えます。

定期昇給なしは懲戒処分よりも大きな経済的損失！

定期昇給延伸となるのは、これまでであれば非違行為等があったときに出勤停止・停職等の懲戒処分となった場合等ですが、出勤停止が 10 日限度、停職処分であっても 3 か月限度であるのに対し、今回の規則改正は 1 年間の昇給停止となりますので、懲戒処分を受けた場合よりも過重な経済的損失を強いることになるとも言えます。



就業規則の一部改正(俸給表の改正(号俸の大きくくり化))について

<抜 粋>

2. 昇給制度改正案

<大学教育職・教務職5級以上の場合(55歳未満)>

【年俸制の給与反映】

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給(毎年) <改正前>	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸
昇給(毎年) <改正後>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	1号俸	2号俸	4号俸

【月給制の給与反映】

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給(毎年) <改正前>	0号俸	2号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	3号俸	6号俸	8号俸
昇給(毎年) <改正後>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	1号俸	2号俸	4号俸

<大学教育職・教務職5級以上の場合(55歳以上)>

【年俸制の給与反映】

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給(毎年) <改正前>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸
昇給(毎年) <改正後>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	1号俸	2号俸

【月給制の給与反映】

区分	F	E	D	C	C+	B	A	S	SS
昇給(毎年) <改正前>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	1号俸	2号俸
昇給(毎年) <改正後>	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	0号俸	1号俸	2号俸

※1号俸間の俸給月額額の平均差額:(改正前) 1,564円、(改正後) 5,550円

2025 年 7 月 24 日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生 殿



給与制度の大きくくり化についての資料提示及び今後の協議・交渉について

このことについては、去る 7 月 15 日（火）に総務企画部人事課長等による就業規則一部改正（俸給表の改正）についての組合への説明会を開催いただいたこと、お礼申し上げます。
その後 7 月 18 日（金）に、説明会の際に提示を求めた資料について再確認のメールを送したところですが、現在なお、資料の提示には至っておりません。
そのような状況のもとで、上記規則改正説明会時に配布・提示された「3. 今後のスケジュール」に記載されておりました「令和 7 年 8 月 1 日 規則の改正（予定）」のとおりには規則改正を行うことに無理があることは素直としても十分理解されていることと推察いたします。

つきましてはまず、私どもが求めました資料の提示予定についてご連絡いただくようお願いいたします。その上で、提示いただいた資料を踏まえて、今回協議されている「俸給表の改正（号俸の大きくくり化）」及び「大学教職・教務職 5 級以上の昇給制度改正案」による労働条件改善の度合い及び業績評価区分 B 以下が授けられたものの労働条件不利益変更の度合いを勘案して、改正案全体の妥当性についての協議・交渉を行うことを求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

以 上

2025 年 7 月 31 日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生 殿



8 月 1 日付けの昇給等基準および運用の一部改正についての申入れ

日頃より教職員の労働環境整備のため尽力いただいておりますこと感謝申し上げます。
さて、標記につきましては、2025 年 6 月 4 日（木）に総務企画部人事課より組合へ非公開での概要説明があり、6 月 10 日（火）には公開可とされた後、7 月 15 日（火）に正式に就業規則改正案として制度説明があったものです。

規則改正説明会での質疑応答のなかでも、制度改正による不利益変更への懸念等様々な指摘し、関係資料の提示を求めたところ了解の旨、返答がありました。その後、その進捗に対しては、7 月 18 日（金）に人事課宛に請求資料について再確認の連絡をおこない、その進捗に対しては、7 月 24 日付けで貴院宛に協議・交渉の申入れを提出したところです。

今回の改正案である俸給表の改正（号俸の大きくくり化）と昇給制度改正案のうち、特に後者の改正案については、規則改正案説明会の際にも労働条件の不利益変更を含む制度改正であると述べておりますし、関係資料の提示もその不利益の程度を確認するために求めたものであります。

にも拘わらず、7 月 29 日（火）に、初任給、昇格、昇給等に関する基準及びその運用についての一部改正を 8 月 1 日付けで行う予定であることを人事課長等から伝えられましたので、交渉なしに改正すべきでない旨伝えたところです。

つきましては、後者について 8 月 1 日付け改正を固めいただき、申入れどおり、私どもとの協議・交渉の場を設けていただくよう強く求めます。

以 上

[国立大学法人山口大学就業規則第 51 条抜粋]

■停職 3 か月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事せず、その間の給与を支給しない。

■出勤停止 始末書を提出させるほか、1 日以上 10 日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事せず、その間の給与は支給しない。

交渉なしの重大な労働条件不利益変更は不当、謝罪すべき

今回の交渉では、こうした重大な労働条件不利益変更を交渉なしに先行改定した一連の成り行き・対応に対し大学へ強く抗議し、担当理事はもとより学長による謝罪と制度の白紙撤回を求めました。これに対し進士理事は「持ち帰って検討します」とし、組合は1週間、遅くとも10日以内には回答すべきだと伝えて開始20分後には交渉を終えました。

※本件に対する学長名「回答」文書が9月10日に提示されましたが、「謝罪文」とはなっておらず問題を残したままです。



懸案の旅費規則改正問題で総務企画・財務等と協議(7/29)

昨年度末からの継続課題となっている旅費規則改正問題で7月29日(火)に組合と大学側担当者との意見交換をおこないました。これは、組合が旅費規則改正問題で5月に行ったアンケート結果概要を説明し、教職員の意向についての認識を深めることを目的として行ったものです。小笠原財務課長は、宿泊証明書ではなく領収書でも・新幹線搭乗証明は出せるだろうが在来線・バスの領収、ICカード履歴等は難しいかも等と話す等、手続きの簡便さに配慮する意向が示されました。全体として・アンケートの際に寄せられた多数の自由記載意見についても検討の参考にしたいとのことで、個人情報特定の回避措置を講じたうえで総務課長へ提供しました。近くアンケート意見を踏まえ組合からの意見として大学へ要望書を提出する予定です。

医学部長・附属病院長・看護部長等との懇談会開催(7/18)

7月18日(金)午後2時から1時間、田邊医学部長・松永附属病院長・藤井看護部長・足立事務部次長等と山口大学教職員組合小串分会との懇談会が行われました。

懇談項目は、①時間外労働縮減、②年次有給休暇・特別有給休暇の取得促進、③看護職員・医療職員の労働条件・労働環境の改善、④任期付き職員制度の見直し、⑤教員の業績評価給制度、⑥医学部附属病院の財政状況、⑦各種ハラスメントへの対応の7項目で、それぞれ事前に求め提示された具体的な資料に示された勤務状況等の実績を踏まえて問題点の指摘、改善へ向けた要望等を伝えました。

任期付き職員制度については、全国の国立大学附属病院の状況を調査したことが明らかにされ、制度の枠組みそのものについて引き続き今後の検討課題とするとされました。**教員の業績評価制度**については、松永附属病院長から「幅広い職種の方々が、職位に応じた中心的なところでしっかりとポイントを稼ぐことができるよう補正をしている」との話があり、実際に職位の高い層が高い評価を得る傾向は一定程度緩和されていました。**ハラスメント問題**については、去年の懇談での組合の提案を踏まえて、職員向けの各種相談窓口というホームページを作りアナウンスしていることが紹介された他、附属病院長から、医学部・附属病院の理念に「個性や価値観を尊重し、安心して能力を発揮できる職場環境を創る」という一文、医療の安全を全職員が互いに尊重しあって確保するんだということを入れたとの説明がありました。

詳細は9月11日発行の「のんたニュース第64号」に掲載しましたので、小串分会以外の方はくみあいホームページで閲覧ください。

